

以上で質問を終わります。

藤原民夫議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位9番、議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は、通告しております3点について、市長、教育長並びに税務課長にお尋ねをするものであります。

質問の第1点は、定率減税の廃止による市民税、国保税の増税と、市民生活への影響についてであります。

その説明をさせていただくために、前もって議員の皆様には議長に資料の配付をお願いいたして了解をいただきましたが、全国商工新聞が掲載した記事、ことし2月19日付の資料、これをごらんいただきたいと思っております。

昨年6月、定率減税分の2分の1切り下げと高齢者控除の廃止に伴う増税で、市民の皆さんは税金に対する話題で、それがあいさつがわりになったほど隠れた大きな話題となったのであります。

ことしは国から地方への税源移譲と税制改正によって、ことしから所得税と市県民税が大きく変わるわけでありまして。政府、総務省や国税庁などは、個人住民税の税率が10%に統一され、住民税がふえても所得税が減るため納税者の負担は変わらないなどと新聞やテレビなどで宣伝しております。しかし、いろんな資料や評論文などを見てみますと、変わらないどころか、ことしの負担は逆に昨年比で大幅に増加するようでありまして。昨年、高齢者控除の廃止や市民税の定率減税の半減などで、お年寄りなどが先ほど申し上げましたように盛んに不満と疑問を寄せ合いましたが、ことしも同じような増税と負

担増が続くのであります。

初めにお渡しいたしました表1の上の方の中小業者の税負担を見ていただきますと、申告所得214万円、これは白色事業専従者控除86万円差し引き後ということであるようでありまして、この事業主の場合、まず、ことし3月の確定申告06年分では、定率減税の半減、20%から10%、左から右へ行くわけですね。この影響で昨年よりも所得税は6,200円ふえる。さらに、ことし6月からの07年の住民税では、住民税の税率が2倍、5%から10%になるために、昨年比で何と1.79倍、3万5,040円も多い税額を納めることになるということでありまして。そして住民税と所得税の合計で1.44倍の4万1,240円もの負担増というふうなことになるようでありまして。

次に、その下の表2の年収500万円のサラリーマンの税負担の場合はいかがでしょうか。これは1.48倍の10万1,300円でありまして。一方、この表には出ておりませんが、年収200万円の年金生活者の場合、1.4倍の1万2,970円もの負担増となる、こういう計算になるようでありまして。また一方、今度は年収2,000万円の高額所得者の場合、納税額は昨年とほとんど変わらない。こういう結果であります。

ただいまの各階層別の税負担について、初めに中井税務課長から、税の算式や問題点、あるいは長井市の場合についてなどがあればお聞きをするものであります。

また、長井市の場合、個人への市県民税納付通知書の発送はいつごろを予定しているのかお聞きをいたします。

もう1点、ことしは定率減税の全廃と高齢者控除の廃止による課税額の経過措置2年目の負担増によって増税、それに税源移譲に伴う市民税の大幅増が重なるわけでありまして、これに対する市民への説明と、チラシなどを作成して6月1日付の市報に折り込んだのかなと思っただけですが、そうではなかった。折り込むべき

ではなかったのか。また、市民への周知、広報、これをどのように考えておるのか、お聞きをするものであります。

この問題で市長にお尋ねをいたします。2点。

1点は、国民健康保険税が払えなくて滞納している人に対して、保険証を取り上げ資格証明書を発行しており、その人数は、資料によりますと18年度で83名のごとでございます。資格証明書は、病院の窓口で医療費を全額支払わなければ治療が受けられない、こうした市民の命にかかわるような制裁を見直す考えはないものかどうか。厚生労働省の担当者はこのことについて、先日、「納税者間の公平性の観点から滞納者への資格証の発行は有効」としながらも、一方で、「国保証の機械的な取り上げはしないよう通知で指導を徹底する」と、国会でそのように回答をしております。この見解に対する市長の考えをお聞きいたします。

2つ目、また、国保税の法定減額は7割、5割、2割となっております、2割軽減については申請が必要となっているわけで、そういうことも含めて、減免制度についても全対象者に周知をして対応するという施策をとれないものかどうか、お尋ねをするものでございます。

次に、各地区公民館事業の適正な業務委託の内容について、教育長にお尋ねをいたします。細かいところについては那須文化生涯学習課長にご答弁を願えればありがたい。通告しておりませんので大変失礼いたしますが。

教育委員会が発行しております「平成19年度長井市の教育」という資料の中に、「平成19年度中央公民館運営計画」というものが掲載されております。その中に基本目標として、「特に昨年度は公民館運営体制の見直しに伴い新たに中央公民館運営協議会を設立し、事業運営費及び人件費を委託することとなりました」というふうにあります。この公民館の運営体制を見直した背景には、平成17年に長井市が長井税務署

から税務調査を受けて、市が人事政策上から事務管理公社をつくってそこに委託料を支払ってきたのでありましたが、実はこの団体が消費税法上の課税事業者となっております、地区公民館主事などの人件費が3,000万円を超えた平成7年度から10年間無申告となっていたことが発覚をして、消費税のほかにも、無申告加算税と延滞税の合わせて2,000万円に上る罰金を支払うことになった。しかもその財源も全額市民の血税から賄ったと、こういう事件があったのであります。

そこで、今度は消費税負担がかからないようにと、新しく公民館振興事業を中央公民館運営協議会に委託をして事業費と人件費とに分けて計上し、平成19年度予算は、事業費として821万6,000円、人件費として4,861万円、合計5,682万6,000円の予算を計上しているのであります。

そこで、中央公民館運営協議会という団体についてお尋ねをいたします。7点お尋ねします。

第1点、この団体はどこから委託を受け、その団体の事務所はどこにあるのですか。2つ目、どのような業務を請け負っており、その指揮命令権者はだれなのか。3点目、職員はどのような職場に何名ずつ配置されておるのか。4点目、職員の日常的な業務内容や勤務実態、また、労働時間等に関する指示、管理はだれが行っておるのか。5点目、損害賠償責任について、この運営協議会が事業主として責任を負っているのかどうか。6点目、公民館備品の設備、貸与の状況はどうなっているのか。最後に7点目ではありますが、最近新聞で「偽装請負」という言葉がよく取り上げられるようになってきました。兵庫県の篠山市の例では、市が100%出資の請負会社をつくって図書館や学校に勤務する非常勤職員を雇いどめにして転籍させて、同じ業務につかせたということでありまして。請負とは名ばかりで、市職員が指揮命令を出すなど偽装請

+

負に当たるとして、兵庫労働局が昨年12月、是正を指導し、さらにこのことがきっかけで、労働局が全市町に対し、適正な業務委託を求める異例の通知を出す事態となったということが報道されております。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。私が問題にしているのは、民間委託をすれば新たに手数料と消費税がかかるために、労働者の賃金や労働条件を切り下げて不安定雇用置きかえることになるわけで、民間企業に正規雇用の拡大を求めながら、自治体の方が不安定雇用を進めることは許されないというふうに思うのであります。市民サービス確保のためにも、公務における安定雇用を確保することは自治体の責任ではないか、このように考えるのであります。これについての教育長のご見解をお尋ねするものであります。

質問の3点目は、平和憲法が制定されてことで60年を迎えましたが、憲法の前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする」というふうにあるように、憲法は、あの侵略戦争と暗黒政治への反省の中で誕生したのであります。以来60年、憲法によって立つ主権在民、恒久平和、基本的人権の保障、議会制民主主義、地方自治などの原則は、国民の手で守り抜かれてきたのであります。

ところが最近、先週8日の朝日新聞によりますと、日本青年会議所が制作したDVDアニメ、「誇り」という題名を使った近現代史教育プログラムが文部科学省の研究委託事業に採用されて、全国でこれを放映を執行されようとしているということでありまして。このDVDは日本の侵略戦争を大東亜戦争と呼び、登場人物の青年が、愛する自分の国を守りたい、戦争は自衛のためだったというふうに教えているということでありまして。

私はこの問題について、自分自身も戦場体験を持つ歴史研究者の藤原彰さんという人の、私

とは関係ありませんが、「餓死した英霊たち」という著書を読みました。藤原さんは、多くの餓死者を出した戦線や戦場を一つ一つ研究しながら、なぜこんな戦争になったのかを詳しく明らかにしております。軍人、軍属合わせて230万人の戦死者が出ておりますが、この半数以上が餓死者だったというのであります。多くの餓死者を出した戦線や戦場を一つ一つ研究しながら、なぜこんな戦争になったのかを詳しくその本で明らかにしております。その綿密にまとめた全貌に接して、改めて大きな衝撃を受けたのでございます。

また、作家であり、脚本家であり、テレビでは「天下御免」や「夢千代日記」、「花へんろ」などを書いて名のある早坂暁さんは、「僕は15歳で終戦を迎え、海軍兵学校からの復員の途中、被爆した広島に入りました。恐ろしい惨状でした。目の玉が飛び出したままの人、臓器が出ているのを押さえている人、穴という穴から血が吹き出て死んでいく人、核兵器によって人間が溶かされ、まちが溶かされ、国が溶かされたのです。だから戦争放棄の憲法を、解釈の紛れが入ってこないよう磨き上げていきたい。戦争放棄は日本の生きる唯一の道だからです」このように書いております。

戦後、日本の国際社会復帰の原点と戦争の痛苦の反省から生まれた日本国憲法の精神を否定するもので、過去の戦争への反省とおわびを述べた91年の村山談話に反するものであることは明らかであります。

したがって、1つは、いかなる名目であっても公共の場で使用させないことを各学校や教育関連施設に徹底する。2つ目は、このたぐいの趣旨の講演会などについて、市として後援や協賛、協力を行わないこと。

以上のことについて市長の見解を求め、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 藤原議員のご質問にお答え申し上げます。

藤原議員からは、市民生活を守る、いわゆるセーフティーネットにつきまして、市民の目線からのご指摘、ご提言、さらには各地区公民館事業、また憲法9条につきましてさまざまなご指摘をいただきました。ありがとうございます。

まず最初に、被保険者資格証明書の交付について答弁申し上げます。

被保険者資格証明書の交付決定につきましては、長井市国民健康保険納税者に係る措置の実施要綱に基づきまして、副市長を委員長とします審査委員会を経て納税世帯の実情を考慮して決定しておりますので、決して機械的に発行してるわけではございません。また、資格証明書の交付世帯であっても、手術や入院を伴うような高額な医療が生じた場合には十分に実情を踏まえまして、本人と相談の上、短期被保険者証を交付する場合もございます。しかしながら、国民健康保険は、国、県、市負担金と被保険者の皆様の納税で運営されておりますので、納税者間の公平性を保たなければなりません。また、滞納額が多くなれば保険税の値上げなどにもつながりかねないということから、今後とも納税世帯の取り扱いにつきましては、十分に実情を考慮しながらも厳正に対処せざるを得ないものと考えます。

議員からご指摘いただきました被保険者資格証明書を発行してる世帯でございますが、この世帯につきましては、今申し上げましたようにそういった意味から市の方に対して相談をしていただければ、そういった一方的な扱いはもちろんしてないわけでございますけども、例えば短期被保険者証を交付するというようなことでできるんですが、全く相談なく、しかも納税いただかないという場合はそういった措置をせざるを得ないということでございますので、一方

的にしてるものではないということをぜひご理解いただきたいと思っております。

次に、国保税の減額、7、5、2割減額を申請方式でなく通知方式にすべきではということでございますが、国民健康保険税につきましては、地方税法第703条の5及び長井市国民健康保険税条例第9条によりまして、世帯の所得額に応じ、均等割、平等割をそれぞれ7割、5割、2割と軽減するとなっております。ただし、2割軽減となる方は申請書を提出しなければならないというふうになっております。7割、5割の方については申請しなくても自動的になるということでございます。この点は藤原議員ご質問のとおりでございます。

市では2割軽減対象の方についても、納付書発送の際に2割軽減になった後の税額で通知しております。そして申請書も返信用封筒を同封した上で納付書と一緒に送付しております。このため、記名、押印の後に返送していただきますと軽減該当になるようにしておりますので、本人が軽減該当対象であることをわからずに軽減を受けないということは、まず考えられないということございまして、その名前を書いて判こを押してポストに入れていただくだけでございますので、ぜひそういったふう間違いのないように処置してるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、平和憲法制定60年、今こそ9条を守る決意のメッセージをということでございますが、まず私も、日本という国が戦後60有余年の長きにわたりまして対外戦争をしなかったことに対しては、大いに評価しなければならないというふうに思います。この四半世紀を見ても、世界の中で戦争をしなかった国は極めてまれであると思っております。これは、その中核に憲法9条があったことは厳然とした事実として認めるものでございます。しかし、現在のように国民的な憲法についての議論が喚起されつつある

+

中、また、政治的課題として国会の中でも国民投票法案の可決、成立といった状況にある中で、自治体として9条を守るメッセージを今の状況で送ることは果たして適当であるのかどうか。市民の中にもさまざまな考え、知見があると思われまし、長井市としては平成6年の平和都市宣言をうたったとおり、日本が世界の中でも唯一の被爆国として、地球から一日も早い核兵器をなくすこと、そして戦争のない平和な世界が実現することを願い続けまして、市民の皆様、特に若い人たちにかつての戦争の悲惨さや平和のとうとさに目を向けていただけるよう、自治体としてできることを行ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、5月17日の衆議院の教育再生特別委員会で、靖国DVDを学校で見せようとしている動きに対して、議員ご指摘のとおり、日本共産党の石井郁子議員が安倍総理に質問しておられますけども、このDVDについて、長井市内の小学校で見せようとする動きがあるというようなことは、これは議員が聞いてるということでございますが、こういったことを市長は知ってるのかと。また、そうした話になった場合に対応するつもりかということでございますが、こういった話は一切聞いておりません。そして、各種団体から学校現場で教育に用いてほしいということで提供がある場合は、これは当然事前に教育委員会にお話がありますし、今までもそういうふうにしていただいております。

また、質問のDVDについてはまだ見ておりませんので何とも申し上げられませんが、いずれにしても、教育委員会で実際にそのDVDを見ていただいからの判断になるのではないかとこのように考えます。

以上でございます。

○佐々木謙二議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 藤原議員のご質問にお答えをしたいと思います、私の方で何を答えればい

いのかちょっと迷ってるんですけども、後で文化生涯学習課長の方で細かい点お答えします。私の方から、最初に通告のあった中央公民館運営協議会の消費税の問題と偽装請負に関すること、そして最後にご質問のありました安定雇用の確保ということでお答えをして、残りの方は文化生涯学習課長の方でお答えをしたいというふうに思います。

中央公民館の運営協議会ですが、先ほど議員の方からご指摘があったように、公民館全体では総額5,682万6,000円で、そのうち事業費が821万6,000円、人件費が4,861万円ですけども、これは中央公民館と6つの地区公民館全部合わせた額で、それぞれの運営協議会と別々に契約をしていますので、1,000万円以上になる運営協議会はありません。したがって納税の義務はありません。

2点目、偽装請負ということに関してお答えをしたいと思います、今の長井市の公民館組織では、館長の職務として、1つは長井市公民館の設置及び運営に関する条例施行規則第4条により、公民館の施設、設備の管理と整備、そして2つ目は、運営協議会の相談役として、公民館事業の企画、立案、実施について委託側として指導、助言をする。3つ目としては、主事と連携をして指導、助言しながら連絡調整を図り、協力して事業を推進するという事になっています。運営協議会の職員である主事への指揮命令権はありません。

現場の館長さん方からは、「現場は指揮命令で動いているわけではない。連絡調整を密にしてお互い協力しながらうまく動いているので問題はない」というふうに聞いているところです。現場では、それぞれの職責と立場をわきまえて公民館運営をしているということで法的にも問題はないというふうにとらえているところですし、運営協議会の仕事を運営協議会の職員である主事がしているわけで、私が勉強したところ

によると、偽装請負というのは、労働力を必要とする会社、発注主から依頼を受けて請負会社が雇用する労働者を貸し出し、発注者の指揮命令下に置くこととされていますので、今の長井市の公民館の場合は偽装請負ではないというふうに判断をしているところです。

3点目で、安定雇用の確保ということですが、民間委託というのは、私は、人件費削減ということもあるわけですが、行政のスリム化とか民間の活性化とか、民間のノウハウの導入という点で必要じゃないかなというふうに思っています。今回の公民館組織の改革では、主事の待遇は改善をしていますので問題はないというふうにこれもとらえているところです。

以上です。

○佐々木謙二議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 お答えいたします。

資料に基づいて説明させていただきますので、ちょっとわかりづらいところがありますが、ゆっくり説明させていただきたいと思います。

資料の所得税の2006年分と書いてあるところでございますが、ここは2006年分の所得税でございます。その下に行きますと住民税という四角い囲みがございまして、こちらの方の住民税は2007年度の住民税でありますので、とらえてる年度にずれがございまして。このため、上の段の所得税につきましては税源移譲前の計算方式で計算されたものでありますけれども、その下の段の住民税、7万9,000円というふうになっておりますけれども、こちらの方は税源移譲後の計算式で計算されたものであります。このため、この計算結果を2つ合算いたしまして2006年度分とすることは、ちょっと適正な比較にはならないというふうに考えております。

これは、もともと所得税につきましては1月から12月までの所得に対しまして課税になりまして、3月の申告時期に申告をしていただいて納付をいただくというものであります。これに

対しまして住民税につきましては、この所得税と同じ所得に対して課税になりますけれども2006年分の課税ではございませんで、1年、年度がずれてまして、2007年度分の課税という形で4月から3月までの課税をさせていただいております。

こうした現在の制度上の違いから、こうした比較の際の年度のずれというのがどうしても出やすいということは言えるかと思えます。

正しく、より適切に比較する方法といたしましては、税源移譲前の税額と税源移譲後のその税額の違いを比較するように計算する方が、よりわかりやすいのではないかというふうに思っています。税源移譲前の計算を考えますと、2006年度、この資料にあります06年分の所得税、定率減税も含めまして5万5,800円というふうになります。これが06年度分の所得税になります。これに対しまして住民税、税源移譲前の住民税ですが、この資料の方では05年となっております。住民税の囲みの中の4万3,960円というふうに出しております。この合計額9万9,760円が税源移譲前の2006年度の課税額というふうに考えるべきだというふうに思っています。

これに対しまして増減を比較いたします。税源移譲後の税額ですが、2007年度分、まだ所得税の申告が行われてない状態になりますので、仮に2007年度と同じ所得額というふうな形で計算をさせていただきます。そうしますと、この資料の06年分の所得税の中に、一番上に6万2,000円という金額が出ております。来年度は定率減税分の10%が出ませんので、所得税が下がる分、これが半分になりますので3万1,000円。この3万1,000円が来年度の所得税になります。それに対しまして住民税、税源移譲後の住民税といいますのは、この資料にあります06年分の住民税の欄、7万9,000円と出ております。これが税源移譲後の住民税でありますので、税源移譲後の所得税と住民税の合計、3万1,000

+

円と7万9,000円を足しますと11万円というふうになります。このような形で比較するのが、より適切な比較だろうというふうに思います。

そうしますと、税源移譲前の所得税と住民税の合計額は9万9,760円でございます。税源移譲後の所得税と住民税の合計は11万円でございますので、この差は1.103倍という形になります。

この1.103倍になる理由につきましては、定率減税がそれぞれ所得税分10%、あと住民税分7.5%の定率減税がなくなりますので、おおよそこの差額になります。

なお、この新聞は商工新聞でございます。商工業者でありますとか農業者の方につきましては、来年の3月になりまして、ようやく確定申告でことしの所得がはっきりすることになります。ということで、税源移譲によりまして所得税が半減することが実感できるのは来年の3月になりますので、どうしてもこういった年度のずれというのが出てこざるを得ない。通常の考え方をしますと、このような商工新聞のような見方をどうしてもとらざるを得ないという一面があるというのは確かでございます。

次に、納税通知書の発送でございますが、ことしの納税通知書、例年と同じように6月の半ばの文書発送日を予定しておりますので、6月15日に発送をさせていただきます。

なお、給与から引き去りになっております特別徴収の方は、5月中に会社の方に連絡をしておりますので6月の給与から差し引きになりますので、それぞれの会社の給与の引き去り日に合わせまして、こちらの方は税金も納入いただくことになります。

あと、6月1日号の市報に折り込むべきではなかったのかということでございますが、5月15日、6月15日のもう一つ前の市報の方に、住民税が変わりますことを半ページちょっとのスペースを割きまして掲載はさせていただいてお

ります。

また、今回の納付書の発送の際に、こういった形で住民税が変わりますというチラシを全員と一緒に配布をさせていただいておりまして、PRをさせていただきます。

なお、このほかですが、1月に発行いたしました長井市納税貯蓄組合連合会の会報「税のかわらばん」におきましても、税制改正の内容を載せさせていただきますして全戸配布をさせていただいております。

このほかに、平野地区、西根地区、納税貯蓄連合会の婦人部、伊佐沢地区、平野地区の小坂、舎子、木口、如来堂の懇談会、そのほか寺泉の生産森林組合等の会議で税制改正の中身につきまして説明をさせていただいております。このような形で、できるだけPRできる場所をとらえましてPRをさせてきていただいたところがございます。

以上でございます。

○佐々木謙二議長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 藤原議員のご質問にお答えを申し上げます。6点ございました。それぞれお答え申し上げます。

1番目でございますが、中央公民館運営協議会についてと、この団体はどこから委託を受け、事務所はということでございましたが、委託については、長井市長と中央公民館運営協議会長の間で業務委託契約を締結しているところでございます。協議会の住所については中央公民館、生涯学習プラザの中というふうになっております。そのほかに各地区公民館ごとに運営協議会をつくっております。市長と各地区公民館の運営協議会とが、それぞれ業務委託契約を締結しているところでございます。

どのような業務を請け負い、指揮命令権者はだれかというふうなご質問でございますが、業務の内容については公民館振興事業委託契約書の中で5つ列記してございます。まず1番目と

いたしまして生涯学習事業、2番目といたしまして地域づくり事業、3番目といたしまして体育振興事業、4番目といたしまして文化振興事業、5番目といたしまして、その他必要と認められる事業というふうに行っているところでございます。これらのいずれの業務につきましても、公民館振興事業委託契約書とともに仕様書、事業計画書を作成いたしまして、それに基づいて事業を遂行していただくということになっているところでございます。指揮命令権者につきましては、それぞれの運営協議会長というふうになっているところでございます。

3番目の、職員はどのような職場に何名ずつ配置されているのかというふうなことでございますが、中央公民館運営協議会職員については2名雇用されております。雇用についてはそれぞれに運営協議会長とその職員の間での雇用契約が結ばれていると。それぞれの各地区公民館についても、同じように2名ずつ雇用されているところでございます。

4番目ですが、職員の日常的な業務内容や勤務実態または労働時間などに関する指示、管理はだれが行っているのかという点でございますが、これについては運営協議会が行っております。あと、その他地区公民館につきましても地区公民館運営協議会が行っていると、具体的には会長が行っているというふうになります。

損害賠償責任について、運営協議会が事業主として責任を負っているのかということでございますが、損害賠償につきましては、先ほど申し上げました委託契約書の第9条におきましてこのように明記されているところでございます。「委託事業の処理過程において損害賠償の必要が生じた場合は、甲、これは長井市長でございますが、支払うものとする」というふうなことで明示をしているところでございます。

6番目の、公民館備品の設備、貸与の状況でございますが、同じように、委託契約書の第4

条におきまして無償の貸与となっているところでございます。

以上でございます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 それぞれありがとうございました。

ただいま税務課長から指摘いただきました、この全国商工新聞、つまりこの表は正しくない、ということですか。

○佐々木謙二議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 先ほど申しましたように、例えば2005年と2006年の税の比較をするという場合ですと、これは正しい比較になります。ただし、税源移譲前と税源移譲後で税額に変動があったのかという比較をしようとするれば、この比較方法は間違いということになります。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 これで言ってるのは、この税源移譲の問題はここには出てないんじゃないかなど。2005年と2006年の比較をここに書いてるのであると。税源移譲についてはまた別の項目に出てるのかどうか、よく詳しくはわかりませんが、しかし、現在の状況からいって正確でないことは確かと。税源移譲が実際にやられるというふうなことですから正確な情報ではないと、実態に合う情報ではないということですか。

○佐々木謙二議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 前提となる比較が、今議員がおっしゃられましたようにちょっと明確ではありませんけれども、税源移譲による比較をしようというものであれば、正しい比較にはなっていないということが言えます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 いずれにしても、そういった問題は私もその認識がちょっとはっきりしませんので、不勉強でありますからその点は何とも言いがたいわけですが、なお商工新聞の

+

方に問わせて正確な情報を得たいというふうに思っておりますが、ただ、ここで言っているのは、このように大変な業者の税負担がこれからかかろうとしておるんだと。あるいはサラリーマンの税負担は、方向としてはこういうものだということがこの表に出ているのではないかというふうに思うわけでありませう。

それから、この減免の問題について答弁をいただきましたが、法定減免と申請減免についてでありまして、機械的にこれをやっているのではないと、もちろん申請減免についてはそれなりの対応をやっているというふうなことでありますが、申請減免は7割、5割、2割の2割減免というふうなことになると思いますが、つまり、こういった世帯にどのような通知をおこなうのか。あるいはまた、直接行って税の納税についてお願いするというふうなことはなっておると思うんですが、事前にどのような通知が行っているのかというふうなことを一つはお聞きしたいというふうなことで先ほど質問したわけでありませうが、この税の減免について一つお聞きをいたしたいと思ひます。

この申請減免の場合は法定減免には該当しないわけですが、生活が困窮している世帯、あるいは著しく所得が減少した世帯、こういう世帯についてはいろんな条件があると思ひますね。失業をした、あるいはまた重い病気になった、あるいはさまざまな原因があると思ひますが、主にどういうふうな内容を列記しておられるのかお聞きをいたします。申請減免。

○佐々木謙二議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 国民健康保険税の減免ということによろしいでしょうか。

○12番 藤原民夫議員 そうです。

○中井 晃税務課長 国民健康保険税の減免については、7割減免の対象となる方は所得額が33万円以下の世帯の方でございます。5割減免となります方は33万円を超えますけれども、ちょ

っと1人当たり幾らというのはありますが、1人当たり24万5,000円でカウントしまして、その範囲内にある方が5割減免になります。2割減免の方は今言いました方以外の方で、35万円掛ける国保世帯員分プラス33万円、この以下の方が2割減免となります。先ほども市長の答弁の中でありましたけれども、2割減免対象者の方は既に2割減免した形の税額の通知をさせていただいております。なおかつ申請書に記名をしまして判こを押しまして、返信用封筒も一緒に同封されておりますけれども、それに入れて投函すれば手続が終了するような形で納税額を通知させていただいておりますので、減免にならない形で税額を納めていただくということはないように、今のところは手続をとっております。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 時間押しておりますので、次に、質問の2番目についてお尋ねをいたします。

結局これは、答弁によりますと請負なわけですね、市からの請負。新聞などでよく偽装請負という言葉が取り上げられておりますので、一体どういうふうなことになるのかということではいろいろ調査をいたしたわけでありませう。その中で、労働者を派遣するのか請負かというふうなことについて今いろんなところで問題になっているんですね。ただいまの答弁をお聞きいたしますと、結局は、この連絡協議会に深く市が携わっているというふうなことは紛れもない形ではないかということですね。この業務委託を請け負った、この場合は会社でなくて団体なわけですがけれども、これが各地区公民館にその団体の社員を送っているというふうな形態になるのではないかと。そして、いわゆるそれぞれの中央公民館などで中心になって各地区の主事さんを集めて、そしていろんな討論をする、そして仕事を進めていくと、そういったことが結

局は、企業主が直接業務を行うための指揮命令をそこで行うというふうな形になっていやすいかということで、問題点がそこに発生しないか、後でいろんな労働関係の分野から指摘を受けないかというふうなことであります。

この調査ですと、請負とは一体どういうものかというふうなことをここに書いておりますが、労働の結果としての仕事の完成を目的とすると。これが民法の632条であります、雇用関係のある請負業者にのみ自己の労働者に対する指揮命令権があると。だから、市の方で委託したから市から各地区公民館の主事に仕事を命令することは、これはできないというふうなことなわけです。

例えば、最近いろんなところでこれが問題になっておりまして、小国でもこれが問題になったと、小国町には「白い森株式会社」というものがあるわけですが、これの管理運営をめぐる偽装に当たらないかというふうなことで問題になったという例を聞いておりますので、ぜひそこを調べていただきたいと。

それから東京の府中市、この市立保育所で業務委託を受けた会社、長井市の場合には会社とは言わないわけですが、しかし実際には会社みたいな形態にはなってるんですね、事務所でしょうけれども。そこに雇用された保育士が、この会社ではなくて市職員の所長から直接指示を受けていたということがわかって、これが労働者派遣法に触れる、偽装請負の疑いがあるということで調査を受けたというふうなことでありますし、要するに受託したその団体あるいは会社が、仕事の指示あるいは労務管理をしなければならぬと。しかし、そうでなくて、受託したその団体がするのでなくて、この委託した市の方から労務管理とか、あるいは仕事の指示、そういったものがされるというふうなことで、やはりこの公民館の主事については、そういった、だれがこの仕事の指示をしているのかというふ

うなことで大きな問題になってくるのではないかと。

つまり、先ほど申し上げましたが、消費税から、いかにかからないで、そこを抜けて、そして主事さんを働かせるような状況に置くのかというふうなこの気持ちは十分に理解できるし、わかるわけではありますが、例えば埼玉県の北本市というところで、やはり、これは社会福祉協議会など各種団体の代表30人でコミュニティ協議会をつくったというんですね。それで各地域公民館など8施設の運営を請け負ったと。そこが独自で採用した臨時職員を配置して、そして仕事をしていると。これが偽装請負と。使用料の収納事務などもやっているし、あるいはまた業務の受け付けなどもやっている。市から補助金をこの場合は3,200万円を受け取っているというふうなことで是正指導を埼玉労働局から受けるわけですが、この場合の内容は、1つは、勤務実態は業務内容が具体的でなく、つまり市職員が指揮命令を行っている。それから2番目は、労働時間等を、これを市が管理していると。それから損害賠償責任については協議会が事業主として責任を負っていないと。それから備品を市が無償提供していると、貸与しているというふうなこの4点が、結局、労働者派遣事業に当たるといふふうなことで、市が直接採用するか、業務を適正な請負に改善するか、委託契約を中止するように指導されたというんですね。

しかし、これをやっている協議会の会長は、「奉仕活動のつもりでやってたんだ」と、「住民が市政に力をかそうという時代に、そのような流れに一体逆行してるんでないか」というふうな疑問を投げかけたというんですが、しかし、この偽装請負というふうなことで労働省の調査を受けるというふうなことになって、やはりこの点についてはもっと詳しく調査研究する必要があるのではないかと。少なくとも請負を委託

+

したわけですから、委託したところがやるというふうなスタイルにできるような方策を、ぜひこの連絡協議会と教育委員会で検討していただいたらどうかというふうに思うわけでありませう。

時間も参りましたか、ここからだと思えないんで、ちょうど。

それでは、以上をもちまして一般質問終わります。

○佐々木謙二議長 ここで暫時休憩いたします。
再開は3時20分といたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時20分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

+

鈴木悟司議員の質問

○佐々木謙二議長 順位10番、議席番号2番、鈴木悟司議員。

(10番鈴木悟司議員登壇)

○2番 鈴木悟司議員 今回の一般質問に際して、今回は私にとっては初めての市議会での一般質問でございます。発言の前に、一言ごあいさつさせていただきます。

本年4月22日に市議会議員に初めて当選させていただきました鈴木悟司と申します。本日までのちょうど50日間、市民の皆様お一人お一人の熱い期待を感じている毎日でございます。この壇上に立たせていただいた市民の皆様へ深く感謝する次第であります。この期待をしっかりと体で受けとめ、長井市の未来のため、子供たちの未来のため、勇気と情熱を持って何事にも

取り組んでまいる所存でございます。

内谷市長を初めとする当局の皆様、そして佐々木議長を初めとする市議会議員の皆様のご指導、ご鞭撻を仰ぎたく、お願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

早速一般質問の方に入らせていただきたいと思っております。

1つ目は、道路の安全についてということでお伺いいたします。

長井市は、今まで行財政改革、財政再建一色で、市民はあらゆる我慢をしてきたのがこれまでの経緯だと思います。その間におきましても、地域経済の活性化のために必要な事業を確保し、必要最低限の生活環境の整備に取り組まれてきたことも事実であると思っております。しかしながら、市民からの要望が最も多い市道整備にはほとんどこたえられない状況だったと思っております。道路の環境を整備することは、地方自治体にとって、市民の生命、財産を守り、安心、安全を確保するためのまちづくりの基本的役割だと思います。私は、地域間において均衡のとれた市道整備はとても大切なことだと思っております。

内谷市長が3月定例会でご答弁されておりましたが、「特に道路整備については必要不可欠だと思っておりますので、整備路線の選定に当たっては、緊急性のほか、地域における要望の優先順位や地域間のバランスなどを考慮して、費用対効果の高いところから順次進めていかなければならないと思います」とのご発言でした。

私は、この中で一番大事なことは緊急性だと思っております。緊急性が必要な場所が長年改善されずにきているのではないかということです。ことしに入ってから九野本地区では、お年寄りが排水路と用水路に落ちてお亡くなりになるという事故が2件も出ております。安心して通行できない場所はたくさんあるんだと思っております。日中は余り感じないが暗くなると危険であるなど、この程度なら大丈夫だろうとい

+